

富山県告示第177号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定についての一部改正について

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について（平成26年富山県告示第 190号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

別表の（注）の 3 を削る。

（環境保全課）

富山県告示第178号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の 5 の25第 2 号の規定により公示する。

平成31年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成31年 3 月 31 日	1650200189	エスエイチ株式会社	高岡市戸出春日 626 番地	春日の家	高岡市戸出春日 626 番地

富山県告示第179号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の 5 の25第 2 号の規定により公示する。

平成31年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成31年3月31日	1650800038	エスエイチ株式会社	高岡市戸出春日 626番地	東石丸の家	砺波市東石丸30-31

富山県告示第180号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

平成31年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援、放課後等デイサービス	平成31年3月31日	1650100470	特定非営利活動法人おらとこ	富山市上滝88番地7	デイサービスセンターおらとこ	富山市上滝88番地7

富山県告示第181号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成31年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
児童発達支 援	平成31年 4月1日	1650200114	一般社団法 人ストレン グス	射水市作道 63番地5	紙飛行機	射水市作道 63番地6

富山県告示第182号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成31年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	平成31年 4月1日	1651600056	株式会社 ケアサー ビス布目	富山市月 見町4丁 目70番地	愛の家キ ッズ	中新川郡 舟橋村国 重 159番 地

富山県告示第183号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営宮津地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営宮津地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年4月1日から

平成31年5月7日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第184号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営入善北部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営入善北部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年4月3日から

平成31年5月9日まで

3 縦覧の場所

入善町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画(以下「計画」という。)については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成31年4月1日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

富山県公安委員会規程第1号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程(昭和61年富山県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和35年法律第105号)の項中第109号を第112号とし、第63号から第108号までを3号ずつ繰り下げ、第62号を第63号とし、同号の次に次の2号を加える。

64 第101条の4第1項の規定による更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対し実施する第108条の2第1項第12号に掲げる講習に関すること

65 第101条の4第2項の規定による更新期間が満了する日における年齢が75歳

以上の者に対し実施する認知機能検査に関すること

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項中第61号を第62号とし、第49号から第60号までを1号ずつ繰り下げる。

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項第48号中「規定による」の次に「免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者に対する」を、「認知機能検査の実施及び」の次に「当該認知機能検査の結果に基づいて行う第 108条の 2 第 1 項第12号に掲げる講習の実施に関すること」を加え、「検査結果の通知」を削り、同号の次に次の1号を加える。

49 第97条の 2 第 1 項第 3 号ロの規定による免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者（第48号に掲げる者を除く。）に対する第 108条の 2 第 1 項第12号に掲げる講習の実施に関すること

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第 2 号）の項中第20号を第22号とし、同項第19号中「第56号の 3」の次に「第 4 項」を、「規定する」の次に「認知機能検査又は臨時認知機能検査の結果通知に関すること」を加え、「認知機能検査を受検した者に対する検査結果の通知」を削り、同号を第21号とする。

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第 2 号）の項第 18号の次に次の 2 号を加える。

19 第56条の 2 第 3 項に規定する70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習受講申込みに関すること

20 第56条の 3 第 3 項に規定する75歳以上の者に対する認知機能検査申込み及び高齢者講習受講申込みに関すること

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成31年3月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人PCTOOL

3 代表者の氏名

能登 貴史

4 主たる事務所の所在地

富山県南砺市山見1714番地

5 定款に記載された目的

この法人は、一般の市民の方に対して、ITを活用した情報提供、ITを推進する活動や市民活動に関する事業等を行い、市民のコミュニケーションを図り、市民の自主的な社会活動による豊かな社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成31年4月1日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

1 講習実施日

平成31年7月22日（月）から24日（水）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目1番10号
ヤクルトビル

4 講習定員

30人

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成31年5月7日（火）から5月31日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

平成31年6月3日（月）から6月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までの間

7 受付場所

富山県内の警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

38,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成31年4月1日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	平成31年6月18日（火）から26日（水）まで（日曜日及び日土曜を除く。）の7日間
追加取得講習	平成31年6月21日（金）から26日（水）まで（日曜日及び日土曜を除く。）の4日間

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	平成31年7月8日（月）から12日（金）までの5日間
追加取得講習	平成31年7月11日（木）、12日（金）の2日間

- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	平成31年7月8日（月）から12日（金）までの5日間
追加取得講習	平成31年7月11日（木）、12日（金）の2日間

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	平成31年7月8日（月）から12日（金）までの5日間
追加取得講習	平成31年7月11日（木）、12日（金）の2日間

2 実施時間

(1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

(2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については7月12日（金）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目1番10号

ヤクルトビル

4 講習定員

各講習20人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。

以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

イ 4 号業務

最近 5 年間に、受講しようとする当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1 号業務、2 号業務及び 3 号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

イ 4 号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イ)に該当する者

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

講 習	事 前 受 付 期 間
1 号業務	平成31年 4 月 22 日（月）から 5 月 17 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

2号業務	平成31年5月7日（火）から5月31日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間
3号業務	
4号業務	

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	平成31年5月20日（月）から5月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務 3号業務 4号業務	平成31年6月3日（月）から6月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真の貼付けが必要） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び同5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合

格証明書の写し

オ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1号業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

(1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。

(2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)
